



第3子以降 学校給食費 補助金交付制度のお知らせ

多子世帯の経済的負担を軽減することにより、子育て支援を推進するため、子どもが3人以上いる保護者に対して、高校卒業までの子から数えて3人目以降の児童生徒の学校給食費を補助します。



●補助金交付対象者

- ①児童生徒および保護者が町内に住所を有すること
- ②18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（高校卒業までの子）から数えて3人以上養育する保護者であること
(私立小中学校・特別支援学校に在学している場合も対象です。)
- ③町税や学校給食費に滞納がないこと

※就学援助や生活保護等により、学校給食費の支援を受けている場合は対象外となります。

●補助金額

児童生徒一人あたりの補助上限額は以下の通りです。年度途中での転入・転出や実際の負担額が少ない場合は補助金額が減額となります。

小学校	中学校
4,000円／月額	4,900円／月額



●申請方法

申請を希望される方は、「吉見町第3子以降学校給食費補助金交付申請書兼請求書」に必要事項を記入し、吉見町教育総務課（吉見町役場2階10番窓口）へご提出ください。

●交付方法

上期（4月～9月）と下期（10月～翌年3月）に分けて指定の口座に振り込みます。

私立小中学校・特別支援学校に在学している場合は、
4月～翌年3月分を一度に振り込みます。

問い合わせ 吉見町学校給食センター
電話 0493-54-1508